

平成15年度機関評価結果対応方針

農林水産部・畜産総合研究センター

1 県民や社会のニーズへの対応について

指摘事項	川下ニーズの課題の事前評価等への反映
指摘事項の内容	<p>千葉県は、畜産業において高い技術レベルを維持発展させるため、更なる生産性の向上と同時に、安全・安心・高品質でかつ高付加価値の畜産物の生産と、環境の保全、資源の循環に対し配慮する立場にあり、その社会ニーズにどう対応するのか、そして、その生産者である県民のニーズにどう対応できるのかが問われている。</p> <p>その課題に対し、当畜産総合研究センターは、生産者懇談会や要望課題検討会等の活動を通じ、ニーズを整理分析し、6分類19大課題を設定し、それをベースに各種の試験研究を行い、研究以外の業務としても、各種の活動を展開しており評価できる。</p> <p>食品産業や消費者等の川下のニーズ把握については、行政、関連団体からの要望がこれらを反映したものだという認識ではあるが、システムとして設置されていない。食品関係の不祥事による消費者不信が高まっている現在、これらの川下ニーズについても、ぜひ課題の事前評価等に反映できる方法を模索する必要がある。</p>
対応方針	<p>研究課題の設定は試験研究要望課題検討会の結果や普及サイドから得た情報等も取り入れて行っていますが、変化する県民ニーズや社会ニーズ、技術の高度化等に対応するためには、情報の収集と問題点の整理等について常に心掛ける必要があります。現在実施している生産者との意見交換会を充実するとともに、他機関との研究交流、アンケート調査、インターネットの活用等により食品産業や消費者のニーズについて広く情報収集を行い、より県民ニーズを的確に捉えた研究課題の設定に努めていきます。</p>

2 研究遂行に係る環境について

指摘事項	実行可能な将来の修繕計画及びそれにあわせた研究計画の策定
指摘事項の内容	<p>昭和40年代に建設した施設等、老朽化が進んでいる。耐震審査・耐震工事も実施しておらず、研究遂行環境の危険度が増している。現状は維持補修が行える程度であり、十分な予算が確保されているわけではないため、予算状況から考えて実行可能な将来の修繕計画を策定し、それにあわせた研究計画を策定することが必要である。</p> <p>研究費は予算総額の5.3%に過ぎず、農業生産額に見られる当県の位置付けから、日本のトップの研究費を当て、活性化した畜産業の発展を追及すべきである。</p> <p>遊休状態の施設や機器について、有効利用並びに整理を検討することが必要である。</p>
対応方針	<p>施設、備品の整備については、重要性・緊急性を勘案し、重要性・緊急性の高いものから対応を図っていきます。</p> <p>また、競争的資金である国や民間の外部資金の導入を推進する他、他機関に働きかけ共同研究を積極的に取り入れることによって効率化を進めます。</p> <p>既に関東東海北陸試験研究推進会議や全国畜産関係場所長会等の場で提案を行い課題ごとに協力関係を構築できるよう努力しているところです。</p>

指摘事項	外部との連携状況
指摘事項の内容	外部との連携状況については、国の指導機関である農業試験研究推進会議を中心とした農業・生物系特定産業技術研究機構や、他県の研究機関との連携、大学や民間企業との共同化等、良好な状況にある。
対応方針	今後も、関係機関との連携を強めていきます。

3 研究成果について

指摘事項	PDCAサイクルの実施
指摘事項の内容	研究課題設定の権限者の意図・意思とマッチした研究開発計画書を必ず明確にし、その活動の時間的、投資的インプットと、成果達成目標との対比、成果に導く重要プロセスの明示と行動との対比など、常にPDCAサイクルを回せるように活動する必要がある。
対応方針	機関長を長とする内部評価委員会において、新規課題設定の際には、県民ニーズに合致しているか等の項目について確認を行っています。また、毎年、研究の進捗状況等について確認を行い、中止も含めた研究計画の見直しを実施しています。今後さらに内容を充実するとともに、行政も参加した場において研究課題の評価を行います。

指摘事項	研究成果の生産者への普及促進
指摘事項の内容	研究成果の内、生産技術に係るものについて、生産者への普及促進について具体的な方策を県関係部局と検討し、実施していく必要がある。
対応方針	生産技術に係る成果については、農林振興センターの普及部門と連携し普及に努めている他、試験研究機関も独自の講習会、研修会、現地指導等を通じて普及を進めているところです。 また、普及部門による技術指導の際に生産者の要望・意見を吸い上げ、これを課題設定に役立てています。今後さらに関係各課、団体とも連携のうえ技術の普及に努めていきます。

指摘事項	知的財産権の保護
指摘事項の内容	研究成果の活用と知的財産権としての保護策
対応方針	千葉県では平成15年4月1日に「千葉県職員の職務発明等に関する規則（平成15年千葉県規則第46号）」が制定され、知的財産権はこれに基づき管理されています。今後、開発した技術を、県内の生産者に優先的に利用いただけるよう、内部検討委員会等の設置について検討しています。

指摘事項	研究課題設定システム構築
指摘事項の内容	千葉県として最大メリットとなる研究課題設定システムの構築
対応方針	「農林業の試験研究推進構想」（平成13年3月策定）を基本にして、要望課題検討会や普及現場における生産者ニーズに対応した、研究課題の設定を行っています。 今後、県民ニーズを課題設定に反映するため、行政機関と連携した事前評価を行い、畜産総合研究センターの枠組みにこだわらない、部局を超えたプロジェクト研究の実施も含めて課題の設定を行うシステムを構築します。 また、研究成果の普及については従来の仕組みに加え、行政機関と連携した事業化、講習会の開催等についても検討します。

4 研究開発以外の業務について

指摘事項	製造業等とのマッチング
指摘事項の内容	更に新しい視点での活動の余地があり、例えば畜産業と製造業のマッチングなどを追及すべき
対応方針	積極的に製造業等と交流し、新しいニーズの把握に努め、発想の転換と産学官との連携強化を図ります。

指摘事項	乳牛受託育成業務の必要性
指摘事項の内容	乳牛受託育成業務は、県として必要な業務なのか、研究機関として行う意義について検討する必要がある。
対応方針	分娩された仔牛は十分なスペースで育成し、強健な乳牛に仕上げる必要がありますが、本県の酪農家が自分で十分な育成放牧場を確保することは困難です。本事業に対しては農家からの強い要望があり、実施しています。今後一層、預託者のニーズを的確に把握し事業を実施することにより、本県の酪農経営の基礎となる優秀な後継牛の確保に役立てていきます。 また、乳牛の預託業務は畜産総合研究センター市原乳牛研究所の主要な業務であり、本県酪農の振興に役立てるため、預託業務の中で他の施設では実施困難な乳牛育成技術の研究や受精卵移植技術等の実証的研究を行っています。

指摘事項	畜産業に対する啓発活動
指摘事項の内容	県民に対する畜産業の啓発活動を更に展開する必要がある。
対応方針	県の食育関連施策等との連携により、関係団体等とも連携の上、啓発活動を強化することとし、直接的には、ふれあい体験学習や小中学校の社会科学習等を積極的に引き受けて畜産への理解を深めるよう努力するとともに、インターネット等の利用による、情報発信の充実を図ります。

5 今後の研究の方向性について

指摘事項	上位部局とのベクトル合わせ
指摘事項の内容	何を重点的、スピーディーに、効率的でかつ効果的に活動するのか選定するため、上位部局とのベクトル合わせが必要。
対応方針	新規課題の評価については、内部評価委員会の審査や主務課との調整協議等により採択決定されるシステムとなっています。また技術調整部会等において研究機関と行政との連携を図っていますが、今後一層の連携強化を図り、県民ニーズに対応した研究の実施に努めていきます。

指摘事項	研究資金の確保
指摘事項の内容	外部の競争的資金の獲得に積極的に努め、さらに、県内産学官との連携についてもより積極的に努める必要がある。
対応方針	独立行政法人等との関係強化や、企業、大学、公設研究機関等の情報交換を目的に設立された「千葉県環境新技術開発事業化研究会」等の県内の各種研究交流システムを活用して、外部資金の獲得や産学官の連携を積極的に推進します。

6 その他
なし

7 総括

指摘事項	生産技術局面の研究成果
指摘事項の内容	当畜産総合研究センターは、歴史と伝統ある機関として活動をしており、また、生産技術局面において、役立つ研究成果をあげている。
対応方針	さらに県民ニーズの把握に努め、今後とも県民に役立つ研究成果をあげるよう努力いたします。

指摘事項	生産者への新技術普及の効率化
指摘事項の内容	新技術を生産者へ効率よく普及することを検討する。
対応方針	生産技術に係る成果については、農林振興センターの普及部門と連携し普及に努めている他、試験研究機関も独自の講習会、研修会、現地指導等を通じて普及を進めているところです。 また、普及部門による技術指導の際に生産者の要望・意見を吸い上げ、これを課題設定に役立てております。 今後さらに、関係各課、団体とも連携のうえ技術の普及に努めます。

指摘事項	施設の有効活用と生産現場への即応体制の整備
指摘事項の内容	3施設の有効活用を踏まえ、生産現場の問題解決に即応できる研究体制について整備することが必要である。
対応方針	現在、生産者との意見交換会を実施し、地域の要望を把握するように努めているところですが、これらの要望を試験研究課題の設定に取り入れていきます。

指摘事項	農業経営面からの視点の導入
指摘事項の内容	生産技術中心から、農業経営の側面を取り入れた研究課題の抽出と実施を積極的に導入することが必要である。
対応方針	内部課題評価に当たっては、課題の評価項目として経営に及ぼす効果を明確に示し、農家経営の全体に及ぼす影響を重視した課題の設定に努めます。

指摘事項	組織体質の変革
指摘事項の内容	「試験研究評価に関する指針」にある評価スケールを用いるには、計画表の充実と評価がベースとなる。このためには、組織体質そのものの変革が求められ、それは現場だけでなく、上位部局の価値観と行動の変革が必要である。
対応方針	県の中長期計画やアクションプランとの整合性を図った、「農林水産業の試験研究推進構想」（平成18年3月策定予定）や「畜産振興基本方針」（平成17年9月策定予定）を策定し、各種ニーズに答えた研究課題を設定するとともに、PDCA（計画、実行、点検評価、改善実行）サイクルを的確に実行することにより、県民に役立つ研究成果をあげていきます。